

2023年2月10日

株主各位

新潟県新潟市北区島見町2434番地10
株式会社セイヨー
代表取締役社長 飯塚 周一

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2023年1月12日開催の当社取締役会において、2023年3月1日をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2023年2月28日と定めましたので、公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年3月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を300万株増加して450万株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2023年4月上旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2023年3月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-288-324 (フリーダイヤル)